

(I9) 土木学会学術文化事業規程

平成7年3月24日	制 定
平成9年4月25日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成22年1月22日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年7月27日	〃

(総則)

第1条 この規程は、土木学会会計規則第3条(3)、7)に定める学術文化事業（以下「本事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本事業は、土木工学の進歩および土木事業の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 土木学会定款（以下「定款」という。）第4条に規定する事業の一環として、次の各号の活動への助成を行う。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、国民生活における安全の確保、文化・福祉の促進に役立つ調査・研究等
- (2) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、自然災害等のための緊急調査
- (3) 定款第4条第2号に規定する事業のうち、国際交流
- (4) 定款第4条第4号に規定する事業のうち、第1号の調査・研究等の成果を公表するための図書等の刊行
- (5) 定款第4条第5号に規定する事業のうち、前号の調査・研究等の成果に関する講演会、講習会等の開催

(助成金の原資)

第4条 本事業による助成は、別途「土木学会学術文化事業に係る資金に関する規則」（以下「規則」という。）で定める「学術文化事業積立預金」を原資として行う。

(運営委員会)

第5条 本事業の運営のため、「土木学会学術文化事業運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の構成、運営、その他については、別途「土木学会学術文化事業運営委員会規則」（以下「委員会規則」という。）で定める。

(助成金の交付)

第6条 本事業による助成金の交付は、委員会規則に基づいて実施する。

(検証・評価)

第7条 本事業による実績については、委員会規則に定めるところにより助成金の交付を受けた者から提出される活動成果の報告により、検証・評価するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成7年3月24日 理事会議決） この規程は、平成7年3月24日から施行する。

附則（平成9年4月25日 理事会議決） この変更規程は、平成9年4月25日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更規程は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この変更規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。
附則（平成24年7月27日 理事会議決） この変更規程は、平成24年7月27日から施行する。